

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	兵庫県三田市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人名簿の調製や選挙執行のため	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 続柄、5 生年月日、6 住所、7 異動情報、8 選挙権の有無、9 投票状況	
記録範囲	三田市に引き続き3か月以上住所を有する18歳以上の者	
記録情報の収集方法	収集の相手方	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（市民課、官公署）
	収集の手段	住民基本台帳、本籍地及び前住所地の選管・戸籍担当部署からの通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	失権者転出先選挙管理委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三田市役所経営管理部行政管理室総務課	
	（所在地）〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	公職選挙法第24条の規定による異議の申出	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1項（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	選挙人名簿の閲覧制度（公職選挙法第28条の2から4）がある。公職選挙法では閲覧者の範囲の制限はないが、登録の確認のための閲覧に関しては、個人情報保護のため、本人またはその代理人からの申請に限る運用をしている。 要配慮個人情報対象者については、閲覧用名簿に掲載しない運用をしている。	